

報 道 資 料

平成 31 年 2 月 20 日

教育総務部教職員課

0742-34-5299（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
北部図書館 主任 事務職員	39	H31.2.20	減給10分の1 1月	平成30年10月、健康医療部において部内職員向けセミナーを企画するに際し、自身に相談や報告なしに企画が進められ、さらに、開催日を自身が別件会議のため出席できない日に設定されたことについて、上司や部下に意図的に業務から外されたものと思ひ込み、同月19日午前7時頃に公用パソコンを操作して公用電磁的記録の一部を移動・削除し、そのデータ復旧に要した同日の午前中において公務を停滞させたものである。また、上司・部下に対して迷惑メールを繰り返し送信し、当該行為について注意を受けた後もメール送信を行ったものである。  (平成30年10月当時:健康医療部保健所 医療政策課係長)	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号